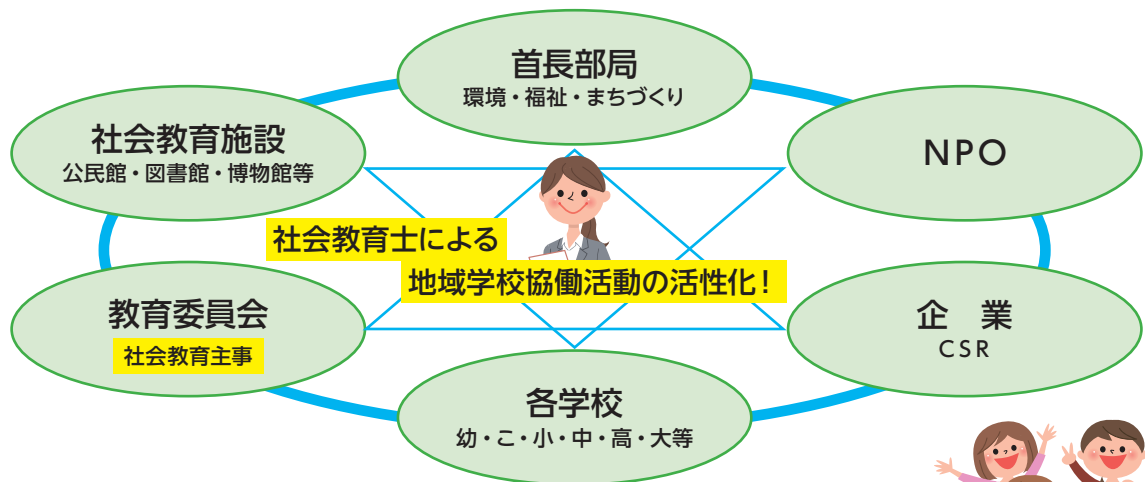


### 3 「社会教育士」と「社会教育主事」への期待と役割

令和2年4月から、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令が施行されました。これにより、社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士」と称することができるようになりました。今後はすでに社会教育主事の資格を取得した方とともに、知見を生かして次のような役割を担うことが期待されます。

#### <期待される役割>

- 社会教育士には、それぞれ講習や養成課程の学習の成果を生かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されます。
- 例えば、学校現場で、教員が社会教育士の称号を取得すれば、地域の教育資源を有効に活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現につながります。また公民館主事や地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等が社会教育士の称号を取得すれば、学校と連携してより魅力的な教育活動を企画・運営できるなど、多方面での活躍が期待されます。
- すでに社会教育主事の資格を取得した方についても、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と連携・協働して活動していくことが期待されます。



### 4 「地域人材バンク (地域ボランティア)」の在り方

地域の人材をうまく活用するためには、地域の方々に、まず活動の趣旨を十分に理解していただくことが大切です。その上で地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、地域の方と「いつ」、「誰が」、「どこで」、「何を」、「どのように」実施するのか、共通理解を図る必要があります。

特に一人のボランティアが複数の活動に登録する場合は、あらかじめ、コーディネートしやすい仕組みを考えておかなければなりません。登録した方々は、みなさん、「地域教育の宝」であるとの認識で、一人一人の「出番」や「居場所」を考え、活動しやすい環境を作ることが重要です。